

大学共同利用機関法人自然科学研究機構宿舍取扱規則

平成17年4月1日
自機規則第10号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構宿舍規程（平成16年自機規程第42号。以下「宿舍規程」という。）第16条の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における宿舍の管理及び事務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宿舍の構造及び規格)

第2条 宿舍の構造は、次の表のとおりとする。

構 造	名 称
木造	W
組積造	B
鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	RC

2 宿舍の規格は、次の表のとおりとする。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号に規定する地域及び同条第2号に規定する区域における宿舍については、次の表の上欄に掲げる延べ面積に7平方メートルを加算するものとする。

延 べ 面 積	規 格
25平方メートル未満	a
25平方メートル以上55平方メートル未満	b
55平方メートル以上70平方メートル未満	c
70平方メートル以上80平方メートル未満	d
80平方メートル以上	e

(貸与の申請及び承認)

第3条 機構長は、次の各号に掲げる宿舍の貸与をしようとするときは、貸与しようとする職員から、それぞれ当該各号に掲げる宿舍貸与申請書を提出させなければならない。

- 一 宿舍を貸与しようとするとき（次号に掲げる場合を除く。） 第1号様式による宿舍貸与申請書
- 二 自動車の保管場所を貸与しようとするとき 第2号様式による宿舍（自動車の保管場所）貸与申請書

2 機構長は、宿舍の貸与を承認したときは、前項各号の区分に応じ、それぞれ第1号様式又は第2号様式による宿舍貸与承認書を交付しなければならない。

(国立大学法人等との連合による宿舍)

第4条 国立大学法人等との連合により管理運営している宿舍については、維持及び管理に関して、当該宿舍の維持管理機関が定める規程等の適用を受けるものとする。なお、当該宿舍の維持及び管理に関して、維持管理機関の定める規程等でない事項については、機構の定める規程等を準用するものとする。

(民間等の住宅)

第5条 機構長は、民間等の住宅を借り上げ、宿舍として取り扱うことができるものとする。

2 前項の規定により民間等の住宅を借り上げるときは、次の各号に掲げる事項をすべて満たす必要がある。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

- 一 勤務地への通勤が可能な場所に機構の宿舍が存在しないこと

二 国立大学法人等との連合により貸与できる宿舎が存在しないこと

(貸与基準)

第6条 機構長は、宿舎を貸与する場合においては、原則として、役員及び次の表の上欄に掲げる級（大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程別表第1の一般職本給表（一）（以下「一般職本給表（一）」という。）の職務の級）の職務にある職員又はこれに準ずる職員に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる規格の宿舎を貸与するものとする。

級	等	規 格
役員，10級及び9級		e 以下
8級，7級及び6級		d 以下
5級，4級及び3級		c 以下
2級以下		b 以下

- 2 一般職本給表（一）以外の俸給表の適用を受ける者の一般職本給表（一）に相当する職務の級は、別表1のとおりとする。
- 3 扶養義務のある同居者を3人以上有する職員については、第1項の級等が5級，4級及び3級の者にあつては規格d以下の宿舎を，2級以下の者にあつては規格c以下の宿舎を貸与することができる。
- 4 宿舎が空室となっている場合で、資産の有効活用を図るため職員を入居させることが適当であると認めるときは、第1項の級等が8級，7級及び6級の者にあつては規格e以下の宿舎を，5級，4級及び3級の者にあつては規格d以下の宿舎を，2級以下の者にあつては規格c以下の宿舎を貸与することができる。

(特定契約職員及び短時間契約職員)

第7条 宿舎規程第3条第1号の「その他機構長が認める者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構特定契約職員就業規則第2条に定める者
- 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構短時間契約職員就業規則第2条に定める者（学生的身分を持つ者を除く。）のうち、1週間の勤務日が4日以上かつ1週間の勤務時間が30時間以上の者
- 三 機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）において、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号）第2条又は前各号の規定に準ずると定めた者のうち、各機関の長が適当と認めた者
- 2 前項に規定する者に宿舎を貸与するときは、次の各号を十分考慮することとする。
 - 一 研究又は実験施設に勤務する者であつて、研究又は実験に継続的に従事する必要がある、又は、その業務が深夜に及ぶ等の理由により、当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住するのが適当と認められること
 - 二 既設の宿舎が十分空いており、前項に掲げる職員以外の職員の入居に支障のないこと
- 3 各機関の長は、第1項の定めにより宿舎を貸与した場合は、機構長に速やかに報告するものとする。

(宿舎を貸与する者の選定)

第8条 宿舎を貸与する者の選定は、特別の事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。

- 一 部長以上の職にある職員又はこれに準ずる職員
- 二 課長以上の職にある職員又はこれに準ずる職員（前号に掲げる職員を除く。）
- 三 一般職本給表（一）の4級以上の職務の級に属する職員又はこれに準ずる職員（前2号に掲げる職員を除く。）
- 四 前各号に掲げる職員以外の職員
- 五 第7条に掲げる職員
- 2 前項の場合において、同順位にある職員が2人以上存するときは、これらの者の職務の性質、住

居の困窮度その他の事情を考慮し、その最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。

(入居期限)

第9条 宿舎の貸与の承認を受けた者は、その宿舎貸与承認書に記載された入居日又は宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書に記載された専用開始日から10日以内に入居又は専用開始しなければならない。

2 機構長は、宿舎の貸与の承認を受けた者が前項のとおり入居又は専用開始できない理由がある場合においては、第3号様式による宿舎入居期限延期申請書を提出させ、その理由がやむを得ないと認めるときは、入居又は専用開始すべき日を定めてこれを承認することができる。

3 機構長は、前項の規定により承認をしたときは、第3号様式による宿舎入居期限延期承認書を交付しなければならない。

4 機構長は、宿舎の貸与の承認を受けた者が、第1項及び第2項の入居又は専用開始すべき日までに入居又は専用開始しないときは、その承認を取り消すことができる。

(同居の申請及び承認)

第10条 機構長は、被貸与者が、その貸与を受けた宿舎に主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、あらかじめ、第4号様式による宿舎同居申請書を提出させなければならない。

2 機構長は、前項の申請書の提出があった場合においては、事情を調査し、宿舎設置の目的に反せず、かつ、その理由がやむを得ないと認めるときは、これを承認することができる。

3 機構長は、前項の規定により承認したときは、第4号様式による宿舎同居承認書を交付しなければならない。

(自動車保管場所の申請事項の変更)

第11条 機構長は、自動車の保管場所の貸与を受けている被貸与者の自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じたときは、第5号様式による宿舎（自動車の保管場所）貸与申請変更届出書を提出させなければならない。

(明渡し)

第12条 機構長は、被貸与者が宿舎を明け渡すときは、速やかに第6号様式による宿舎明渡届を提出させなければならない。

(明渡猶予の申請及び承認)

第13条 機構長は、宿舎規程第13条第1項本文の規定により宿舎を明け渡さなければならない者が、同項各号の一に該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡すことができない理由があるときは、被貸与者から第7号様式による宿舎明渡猶予申請書を提出させなければならない。

2 機構長は、前項の宿舎明渡猶予申請書の提出があった場合において、その理由が相当であると認めるときには、宿舎規程第13条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定してこれを承認することができる。

3 機構長は、前項の規定により承認をしたときは、第7号様式による宿舎明渡猶予承認書を交付しなければならない。

(模様替等の工事の申請及び承認)

第14条 機構長は、被貸与者が改造、模様替その他の工事をしようとするときは、あらかじめ、第8号様式による宿舎模様替等申請書を提出させなければならない。

2 機構長は、前項の申請書の提出があったときは、当該工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさないと認めた場合に限り、これを承認することができる。

3 機構長は、前項の規定により承認をしたときは、第8号様式による宿舎模様替等承認書を交付し

なければならない。

(被貸与者の義務違反に対する措置)

第15条 機構長は、被貸与者が宿舎規程第11条に規定する義務を履行しないため当該宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、期限を付して、速やかにその履行を要求しなければならない。

(損傷等が軽微である場合の修繕費)

第16条 宿舎規程第12条に規定する宿舎の損傷又は汚損が軽微であり機構が費用を負担しない修繕の範囲等については、平成15年6月6日付財理第2212号「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」を準用するものとする。

(明渡しのための措置)

第17条 機構長は、宿舎規程第13条第1項又は第3項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者がこれらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、速やかに明渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとらなければならない。

(損害賠償金に係る通知)

第18条 機構長は、宿舎規程第13条第1項又は第3項の規定により宿舎を明け渡さなければならない者がこれらの規定により明け渡すべき日までに当該宿舎を明け渡さないときは、その者に係る次の各号に掲げる事項を経理責任者に通知しなければならない。

- 一 宿舎の所在地名
- 二 宿舎の構造及び面積
- 三 被貸与者の旧職名及び氏名（職員が死亡したときは、同居者の氏名）
- 四 宿舎を明け渡さなければならないこととなった日及びその理由
- 五 損害賠償金額及びその算出の根拠
- 六 延滞金に関する事項
- 七 その他参考となる事項

(民間等の住宅における損害賠償金)

第19条 宿舎規程第13条第4項の規定において、宿舎が民間等から借り上げた住宅である場合には、被貸与者は宿舎規程第13条第1項又は第3項の規定による明渡期日の翌日から、民間等と機構の間で取り交わされた賃貸借契約書に基づく家賃を支払わなければならない。

(宿舎の使用料の算定方法)

第20条 宿舎規程第10条第1項に規定する宿舎の使用料（自動車の保管場所に係るものを除く。）の算定方法については、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第13条、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第13条から第20条及び昭和46年4月9日付会計課長通知国会第70号「国家公務員の有料宿舎の使用料の算定について」を準用するものとする。

2 宿舎の使用料（自動車の保管場所に係るものに限る。）の算定方法については、国家公務員宿舎法施行令第14条、国家公務員宿舎法施行規則第20条の2から第20条の4及び昭和46年4月9日付会計課長通知国会第70号「国家公務員の有料宿舎の使用料の算定について」を準用するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、役員に係る宿舎の使用料（機構本部が設置する借り上げの方法によるものに限る。）は、別に定める。

(管理人)

第21条 機構長は、宿舎の維持及び管理を行うため必要があると認めるときは、宿舎の貸与を受けた職員のうちから、管理人を選任することができる。

2 機構長は、前項の規定により管理人を置いたときは、次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 居住者名簿を整備すること。
- 二 宿舍の修繕について、機構長に連絡すること。
- 三 宿舍の入居又は明渡しの際の立ち会い及び宿舍明渡し届に関すること。
- 四 共用に係る電気、水道等の料金に関すること。
- 五 その他宿舍の維持及び管理に関し必要とされる事項

(その他)

第22条 本規則において定める様式は、標準的なものを示したものであり、機構長（宿舍規程第5条第2項に基づき、職員に宿舍の維持及び管理業務を行わせている場合はその職員）が認めた場合は、任意の様式によることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

一般職本給表 (一)	一般職本給表 (二)	研究教育職本給表
9級以上		5級の5号給以上
8 級		5級の1号給から4号給 4級の29号給以上
7 級		4級の9号給から28号給
6 級		3級の25号給以上
5 級		4級の1号給から8号給 3級の17号給から24号給

4 級	5 級	3級の5号給から1 6号給
3 級	4 級	3級の1号給から4 号給 2級の25号給以上
2級以下	3級以下	2級の24号給以下

第1号様式

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

現 住 所 _____
 所 属 部 課 名 _____
 (機 関 名) _____
 職 名 _____
 (職務の級, 号給等) _____
 フ リ ガ ナ _____
 氏 名 _____

宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお、下欄記載の同居者についても、併せて申請します。

宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由 _____

2 自宅保有の有無

自宅（1戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を 保有している	保有していない
(以下該当者が記載) 自宅の所在地 宿舎貸与の必要性が失われない理由	

3 同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学年)	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

年 月 日

自然科学研究機構長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についても、併せて承認します。

記

1 宿舎

種 類	構造・規格	所 在 地	宿舎名及び戸番
専 用 面 積	宿舎使用料月額	入 居 日	備 考
m ²	円	年 月 日	裏面2の貸与条件参照

(注) 宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものは含まない。

(裏面)

2 貸与の条件

- (1) 被貸与者(宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舍の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から 20 日以内に宿舍を明け渡さなければならない。
 - イ 役職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 当該宿舍について本機構の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - ホ 機構において当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 宿舍の貸与の承認を受けた者は、1 の入居日から 10 日以内に宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明け渡す日の 5 日前までに明け渡す日を届けるとともに、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2 (自宅保有の有無) について変更が生じた場合には、すみやかに宿舍担当者へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舍担当者へ届出を行い、機構の承認を得なければならない。
- (10) 宿舍の維持管理の必要に基づいて、本機構において宿舍の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、宿舍の使用についての指示に反してはならない。

第2号様式

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

現 住 所
 所 属 部 課 名
 (機 関 名)
 職 名
 (職務の級, 号給等)
 フ リ ガ ナ
 氏 名

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の車名・型式		自動車登録番号	
自 動 車 の 所 有 者	(本人との続柄)		
自 動 車 の 使 用 者	(本人との続柄)		

宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

年 月 日

自然科学研究機構長

記

1 宿舎

種 類	所 在 地	宿舎名及び戸番
指 定 保 管 場 所		
専 用 開 始 日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	裏面2の貸与の条件参照

駐車許可票に有無

有 ☐無 ☐

管理人氏名
 (宿舎担当係)

確認印

(裏面)

2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者(自動車保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により自動車の保管場所が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は、被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - イ 役職員でなくなったとき。
 - ロ 死亡したとき。
 - ハ 配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - ニ 自動車の保管場所について本機構の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - ホ 自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) 被貸与者は、本機構が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を届けるとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎の管理人へ届けなければならない。
- (9) 宿舎の維持管理の必要に基づいて、本機構において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由がなくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、本機構は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は、自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

第3号様式

宿 舎 入 居 期 限 延 期 申 請 書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

所 属 部 課 名
 (機 関 名)
 職 名
 (職務の級, 号給等)
 フ リ ガ ナ
 氏 名

年 月 日付で貸与承認のあった宿舎の入居については、下記のとおり入居期限の延期につき申請します。

記

- 1 宿舎名及び戸番
- 2 宿舎貸与承認書の入居日 年 月 日
- 3 宿舎入居延期期限 年 月 日まで
- 4 自動車の指定保管場所
- 5 宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書の専用開始日 年 月 日
- 6 自動車の保管場所専用開始延期期限 年 月 日まで
- 7 理由

宿 舎 入 居 期 限 延 期 承 認 書

上記申請のことについては、年 月 日まで宿舎入居期限の延期を承認します。

年 月 日

自然科学研究機構長

第4号様式

宿 舎 同 居 申 請 書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

宿 舎 名 及 び 戸 番
所 属 部 課 名
(機 関 名)
職 名
(職務の級, 号給等)
フ リ ガ ナ
氏 名

現在貸与されている宿舎に下記のとおり同居させたいので、申請します。

記

1 同居させようとする者

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学年)	備 考

2 同居させようとする期間 年 月 日から
年 月 日まで

- 3 同居させようとする理由
4 宿舎の構造・規格及び面積
5 現在の同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学年)	備 考

宿 舎 同 居 承 認 書

上記申請のことについては、承認します。

年 月 日

自然科学研究機構長

第5号様式

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請変更届出書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

所 属 部 課 名
 (機 関 名)

住 所

宿 舎 名 及 び 戸 番
 フ リ ガ ナ
 氏 名

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

1 指定保管場所

2 変 更 内 容

区 分	変 更 前	変 更 後
自動車の車名・型式		
自動車登録番号		
自動車の所有者		
自動車の使用者		

第6号様式

宿 舎 明 渡 届

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

所 属 部 課 名
(機 関 名)

職 名
(職務の級, 号給等)

フ リ ガ ナ
氏 名

このたび下記のとおり宿舎を明け渡しますので、お届けします。

記

- 1 宿舎名及び戸番
- 2 宿舎明渡日
- 3 宿舎明渡し後の住所
- 4 宿舎明渡し後の連絡先電話番号 (□自宅・□勤務先)
- 5 宿舎明渡しの理由
- 6 自動車の指定保管場所
- 7 自動車の保管場所明渡日
- 8 自動車の保管場所明渡しの理由
- 9 原状回復完了又は予定日

管理人記載事項

- 1 宿舎明渡しの際に特に指示した事項
- 2 その他参考事項

管 理 人

第7号様式

宿 舎 明 渡 猶 予 申 請 書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

宿 舎 名 及 び 戸 番
 旧 所 属 部 課 名
 (機 関 名)
 旧 職 名
 (職務の級, 号給等)
 フ リ ガ ナ
 氏 名

年 月 日付で(□完全退職 □死亡退職 □配置換 □その他())
 となりましたが、現在貸与されている宿舎について、明渡しを猶予されるよう下記のとおり申請
 します。

なお、ご承認のうえは、期間内に必ず明け渡すことを確約します。

記

- 1 猶予期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 2 宿舎明渡しのために講じつつある措置(具体的詳細に記入すること。)
- 3 猶予を必要とする理由(具体的詳細に記入すること。)
- (1)
- (2) 居住者(本人を除く。)

氏 名	年 齢	性 別	本人との 続 柄	職 業 (学年)	備 考

- 4 自動車の保管場所の有無 有(指定保管場所番号) ・ 無
- 5 新勤務先及び電話番号

宿 舎 明 渡 猶 予 承 認 書

上記申請のことについては、年 月 日まで宿舎の明渡しを猶予する。

なお、万一猶予期間を経過したのち当該宿舎に居住していた場合は、法令の規定により、使用料の3倍
 に相当する金額を損害賠償金として請求するから、期限までに必ず明け渡すこと。

年 月 日

自然科学研究機構長

第8号様式

宿 舎 模 様 替 等 申 請 書

年 月 日

自然科学研究機構長 殿

宿 舎 名 及 び 戸 番
所 属 部 課 名
(機 関 名)
職 名
(職務の級, 号給等)
フリガナ
氏 名

現在貸与されている宿舎に、別添図面のとおり模様替等工事を、下記により実施したいので申請します。

記

- 1 工事内容の詳細及び工事経費
- 2 工事をしようとする理由
- 3 工事施行についての条件（不用部分は抹消すること。）
 - (1) 宿舎明渡しのとしまでに原状に回復する。
 - (2) 工事の目的物を本機構に寄附する。
 - (3) 工事に係る本機構に対する請求権を放棄する。

宿 舎 模 様 替 等 承 認 書

上記申請のあったことについては、申請のとおり承認します。

年 月 日

自然科学研究機構長